

第9回 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 議事録

一. 会議の日時及び場所

日時：令和4年2月3日（木）17:00～18:00

場所：AP 虎ノ門 11階「Room A」

二. 出席した委員の氏名

阿部恭久委員（会場参加）、岡崎直人委員（オンライン参加）
黒沢幸子委員（オンライン参加）、小泉典章委員（オンライン参加）、
佐藤しのぶ委員（オンライン参加）、田上啓子委員（オンライン参加）、
中村努委員（会場参加）、野崎史生委員（オンライン参加）、
浜田節子委員（オンライン参加）、樋口進会長（会場参加）、
増田悦子委員（オンライン参加）、松本恒雄委員（オンライン参加）、
ユウ委員（オンライン参加）、吉倉和宏委員（会場参加）、
吉田正義委員（オンライン参加）

三. 議事

1. 開会
2. ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更（案）について
3. 閉会

○樋口会長 委員の先生方、お忙しい中ご出席ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第9回「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を開催いたします。本日はお忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。また、オンラインで御出席いただいている委員の方もいらっしゃいます。そちらのほうが多いです。まず、この会議の定足数は、推進本部令第三条第一項で過半数となっており、今のところ14名の委員の方々が参加しておりますので過半数に達しており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。もう1名の委員も後ほど参加されると伺っております。本日は「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の令和4年変更案についての意見聴取を行いたいと思います。早速ですが、事務局のほうから御説明をお願いします。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官 樋口会長ありがとうございます。それでは事務局から、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の変更案に関して御説明させていただきます。

基本計画変更案につきましては、資料番号1-3が変更案の本文となりますが、約110ページの資料となりますので、会議では資料1-1及び資料1-2を用いまして概要の説明をさせていただきます。

まず資料1-1の1ページをご覧ください。最初にこれまでの経緯につきまして、皆様ご承知のことかとは思いますが改めて簡潔に御説明させていただきます。平成30年に基本法の施行、翌年の平成31年4月には現在の基本計画が閣議決定され、この基本計画に基づきまして各種の施策を推進しているところでございます。

施策を進めるにあたりまして、令和2年6月には基本計画の令和元年度の進捗状況の取りまとめ、令和3年6月には令和2年度までの進捗状況の取りまとめ、昨年8月には基本法・基本計画に基づく実態調査の結果の公表、同年12月には前回の関係者会議で議論いただきましたが、令和3年度上半期までの進捗状況の取りまとめ及びその評価を行っております。

今後の方向性としましては、資料右側に記載しております。

1つ目として生活様式の変化等によりまして、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加していることを踏まえまして、「インターネット投票における依存症対策の充実」を挙げさせていただいております。

2つ目としましては、都道府県及び政令指定都市における相談拠点や専門医療機関の整備が進み、地域における依存症対策の体制整備が全国的に進展してきていることを踏まえまして、依存症対策の更なる発展のため、体制整備に加えて関係機関の連携の強化を進め、「包括的な支援の実現」を挙げさせていただいております。この今後の方向性に関する詳細は2ページ目及び3ページ目でございますので、続くページで御説明いたします。

2ページ目をご覧ください。まず、1つ目の「インターネット投票における依存症対

策の充実」についてです。社会状況の変化があり、公営競技におけるインターネット投票の利用増加によりまして、売上に占めるインターネット投票の割合も上昇しているところですが、右側の折れ線グラフを御覧ください。同グラフを見ていただくと令和元年から令和2年でインターネット投票の割合が大幅に上昇していることがわかります。前回会議でも補足しました通り、公営競技の無観客開催や場外発売所の閉鎖等に伴いまして、本場や場外を利用していた方がインターネット投票に移行した部分も大きいと思われるので、全てが新規ユーザーということも無いのだろうとは思いますが、いずれにせよ下にある会員数の増加も併せて考えると、公営競技におけるインターネット投票の利用増加が見て取れるところでございます。

これまでの公営競技におけるインターネット投票に係る依存症対策の主な取組としましては、購入限度額設定の導入がございます。これは競馬・モーターボート競走において既に導入されております。また、全ての公営競技ではアクセス制限制度の周知などが実施されているところです。

このように既にインターネット投票に関する依存症対策の取組が一定程度進んでいるところではございますが、更なる対策として、予防的観点から、インターネット投票サイトにおいては、視覚的に訴える新たな注意喚起表示の導入、また、競輪・オートレースにおいても購入限度額設定を予定通り導入を行うことを掲げさせていただいております。

新たな注意喚起では、左下の図のように、インターネット投票サイト画面で注意喚起表示が右から左へ流れ、利用者に視覚的に訴えるような表示をイメージしているところです。これによりまして、より一層、利用者へ気づきを促すとともに各制度の周知を図ることとしております。

次に3ページ目をご覧ください。「包括的な支援の実現」としまして、地域における相談機関等の個々の体制整備、すなわち「点の強化」は、現在の基本計画で進展したところですが、さらに、関係機関の連携や重層的な支援の構築の強化、言うなれば「面の強化」を令和4年変更の基本計画で進める必要があると考えております。

具体的に申し上げますと、下に列挙しております通り、支援・連携体制では、都道府県・政令指定都市における包括的な連携協力体制構築の推進やギャンブル等依存症をその対象に含めた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しまして、市町村における地域精神保健の充実等の具体化に着手することとしております。

相談・治療支援につきましては、都道府県・政令指定都市における追加の専門医療機関の選定促進や依存症を専門に扱う医師のほか、精神保健福祉士等のその他の医療従事者の対応能力の向上を目指していくこととしております。

最後に4ページ目ですが、令和4年変更の基本計画の概要、目次となります。大きな変更点としましては、いま御説明させていただいたとおり、関係事業者の取組として、

インターネット投票におけるアクセス制限の強化、依存症対策の基盤整備・様々な支援として、各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援に取り組んでいくこととしております。

簡潔な説明となりましたが、資料1-1についての説明は以上でございます。

次に資料1-2について、御説明申し上げます。

資料1-2に関しましては、前回の会議でいただいた主な御意見と、今回の変更案における主な変更内容の対応を記載した資料となっております。

まず、1点目でございますが、オンラインカジノについても何らかの対策が必要ではないか、と言った御意見がございました。この点に関しましては、既に現行計画においても違法に行われるギャンブル等の取締りの強化については取り組んできたところですが、かかる御意見等を踏まえまして、基本計画の変更案においては、「オンラインカジノに係る賭博事犯も取締りの対象に含まれることを明記」いたしました。

また、インターネット投票に関してもたくさんの御意見をいただきました。資料に書いております通り、例えば、「インターネット投票に関する一層の注意喚起が必要ではないか。」「ギャンブルの楽しさだけでは無く、金融商品取引における注意喚起に倣ったリスクの啓発が必要ではないか。」「宣伝広告をやるのであれば、インターネット投票に関する注意喚起を重点的にやる必要があるのではないか。」と言った御意見がございました。これらの意見から、インターネット投票における注意喚起については多くの委員が必要性を認識しているものと受け止めました。この点に関しましては、先に資料1-1の方で御説明申し上げますが、改めて御説明いたします。先ほど挙げました御意見等を踏まえまして、「インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について検討を行い、令和6年度までを目指して導入。」とし、公営競技関係事業者において適切に検討及び実施が進められることとしております。

次に、地域の連携支援に関して、先進的な事例を参考にして検討を進めて欲しい旨の御意見がございました。この点に関しましては、かかる御意見等を踏まえまして、資料1-1で御説明した包括的な支援としての対策の一部を成すものではございますが、「内閣官房において、各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、厚生労働省において支援体制の有効性に関する検討に着手。」としております。これに従い、支援体制についても検討を深めていきたいと考えております。

4つ目でございますが、前回の会議で大きな議論がありました、宝くじ等に関してでございます。こちらの点に関しましては、様々な御意見があったものと認識しております。まず、積極的な御意見として「宝くじにおいてもエビデンスを得つつ、対策の必要性を検討した方がいいのではないか。」「宝くじの宣伝広告の抑制や当選確率の積極的な表示が必要ではないか。」と言った内容の御発言がございました。他方で、消極的な御意見として「現在対策の対象となっているギャンブル等と宝くじ等ではその性質や依存

の出方が異なるのではないか。」と言った内容の御発言もございました。このように積極・消極の両意見がございましたが、前回会議においてはいわば折衷的な意見として、「ギャンブルの要素がある一方で、依存症対策に含めるには客観的データが必要」と言った内容の御発言もあったものと認識しております。かかる御意見等を踏まえ、基本計画の変更案においては、「次回実態調査において、宝くじ等との関係も含めた実態把握を行うことを明記。」することといたしました。実態調査に関しては3年毎の調査とする法規定がございますので、令和5年度調査となろうかと思いますが、当該実態調査においては宝くじ等との関係も含めて適切に実態を把握できるように実施することを計画上に記載したものでございます。

最後に、公営競技のCMに関してもそのあり方の検討の必要性について御意見がございました。この点に関しましては今年度内に公営競技施行者連絡協議会において「広告・宣伝に関する全国的な指針」が策定される予定と承知しておりますが、かかる御意見等を踏まえ、「更なる対策の強化のため、上記の全国的な指針を踏まえ、各競技における自主的な指針を策定・運用する」ことを記載したところでございます。従いまして、短期的視野においては令和3年度に策定される全国的な指針に基づく取組を行うとともに、更に長期的視野に立てば、全国的な指針を踏まえて各競技において自主的な指針を策定し、これらに基づく取組が進められることとなります。

以上、駆け足となりましたが、基本計画変更案のおおまかな説明とさせていただきます。この変更案に関しまして、委員皆様から御意見をいただけますと幸いです。

○樋口会長 榎本参事官、ありがとうございました。先ほど参事官のほうから御説明のありました件について、若干、前回の議論との関係で数点私の方から補足をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、前回御議論のあった「宝くじ等」に関しては、先ほど事務局から御説明がありました通り、次期実態調査で実態の把握を行う形となっております。このように、関係事業者としてギャンブル等依存症対策を講ずるギャンブル等とは位置づけておりませんが、次期実態調査では令和2年度実態調査より状況が悪くならないよう、総務省及びスポーツ庁においては、各業界に対して自主的な取組等を進めていただくよう依頼をするなどの適切な対応をお願い申し上げたいと思います。

2点目ですけれども、ゲームやFX・株に関する相談が多いことに関して、前回の会議で委員より御指摘がございました。この点に関しまして、事務局に確認をしたところ、まず、一般的なゲームについては、当関係者会議や基本計画の根拠となる「ギャンブル等依存症対策基本法」における「ギャンブル等」には基本的に含まれておらず、基本法の対象とは考えられていないということで、基本計画への記載についてはいたしておりません。また、FX・株に関しましても、同様に「ギャンブル等」とは考えられていないとのことでしたので、基本計画への記載はしていません。

このように基本計画には記載しておりませんが、前回会議における委員の御指摘を受け止め、ゲームに関しては、厚生労働省や経済産業省等において適切に取り組を進めていただければと思います。FX 等につきましても、金融庁において、適切に取り組を進めていただければと思います。

それではただ今、事務局より説明のありました内容について、質問や意見がある方はお願いします。よろしくお願いたします。中村委員どうぞ。

○中村委員 3年後や6年後にこういう視点を入れてほしいということで発表させていただきますのでよろしくお願いたします。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の第1章、ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等の中で、「ギャンブル等依存症対策を講ずるにあたっては例えば医療提供体制の整備や、相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をすることとされている」とあります。

アルコール依存症の回復については1935年に始まったAA、アルコホーリクス・アノニマスのことですが、の考え方は当事者・支援者の中で1つの指針となっています。ギャンブル依存の自助グループであるGAはAAの考え方を礎にしています。AAの名前の元となった「アルコホーリクス・アノニマス」という有名な書籍が1939年に出されています。2002年の翻訳本なので今は変わっているかもしれないんですが、そこにこんなことが書かれています。「酒以外のことについては実はまともだし、バランス感覚もとれているのに酒が絡むと信じられないほどの不注意で自分勝手になる。彼は社会的能力、技能、才能を備え、有望な仕事に就いていたりする。その天から授かった才能で家族と自分自身のために明るい未来を築き上げようとしている。だが、やがて彼は一連の見境のつかない深酒によって、自分でその未来をぶち壊してしまう。」AAの書籍に登場するアルコホリックはアルコール以外に問題がない人物というだけでなく、優秀な人物なのです。会社の経営者の話も出てきます。誰でもアルコール依存症になる可能性があるというのは、この本を読む限り本当だと思います。ワンダーポートの立ち上げには、日本の初期のAAのメンバーにも協力をしてもらいましたが、とても優秀な方でした。私はその方の話を聞いて、アルコールを飲んで生活が破綻したのは本当に病気なのだと思います。しかし、ワンダーポートを始めて分かったのは、ワンダーポートに来る人はAAメンバーのような人は少なく、ギャンブルをやる前から、もともと、様々な生活課題を持つ人が多かったのです。AAの書籍に書かれているような破滅的な依存行動があるのではなく、金銭管理ができないことでギャンブルが問題になっている人も少なからずいました。私の経験では破滅的な人は回復の軌道に乗れば自身の力で歩いていくことができる傾向があり、破滅的でない人は依存行動自体は大きな問題ではないものの、自立していくことに課題がある人が少なくない印象があります。2000年代以降は、アルコール依存症の

人にも、もともと、生活課題や併存障害がある人が増えているという話を聞くことがあります。ある県の精神医療センターで勤めていた医師から聞いた話です。「病院内の夏祭りなどの様なイベントでは昔は、依存症病棟の人が先頭に立ってやっていたけど今はできなくなったという話を聞いたことがある」とその先生はおっしゃっていました。時代の変化とともにアルコール依存症の人が抱える問題も変化してきているように思います。AA のイメージしているアルコール依存症の人とは違う課題を持った人が増えているのではないのでしょうか。海外では、物質使用障害に対し 1980 年代よりハームリダクションという、依存対象を完全にやめることを目的とはしない方法による施策が行われ、一部の国では効果が上がっているといわれています。ハームリダクションは薬物により生じる健康、社会、経済上の影響を減少させることを目的としているようですが結果的に薬物使用の減少にもつながっているという調査もあるそうです。日本でも近年、アルコール依存症の治療機関によってはアルコールを完全にやめるのではなく節酒を促す治療が行われていると聞いたことがあります。ハームリダクションをギャンブルに援用する場合、ギャンブルをやめる・やめないということとは別に金銭管理を含めた生活支援全般にかかわることで経済上の影響を減少させることが出来ると私は考えています。AA の方法で効果がある人は周囲の金銭管理をやらないことで、いわゆる直面化させることで回復に向かうとされています。これは確かだと思います。しかし、生活課題を有しているギャンブルに問題がある人は金銭管理などの生活支援が必要だと思います。ワンダーポートでは 10 年以上、金銭管理を続けている人が 20 人くらいいます。安定した生活をしています。その中には、地域の多職種の支援者や理解者に支えられている人もいます。基本計画においては今後、司法書士会や社会福祉協議会など金銭管理の面から連携がはかれることができれば、生活が安定し結果的にギャンブルの問題が解決される人は少なくないと思います。今回の基本計画の見直しではギャンブル等依存症についての定義や生活課題に沿った支援については触れられていません。しかし、将来の見直しの際には是非ハームリダクションや生活支援の考えも取り入れてほしいと思います。私の発言に医学上の問題がありましたら樋口先生、指摘してもらえると助かります。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。吉倉委員どうぞ。

○吉倉委員 今、中村委員からお話のあった内容に関連して、ギャンブル依存症予防回復支援センターの入電に伴う医療機関の紹介、初診料負担の実績をみますと、なかなか医療モデルにつながりにくい、あるいは医療モデルにつながることを希望しない方が多数おられます。しかし、今後の計画では医療モデルが中心になっていますので、それ以外の方策も考えていくことが、依存で困っておられる方のためになるのではないかと考えています。今後、救える人を救うにはどうしたらいいのか、という点をさらに検討していく必要があるのではないかと感じました。

○樋口会長 今のお話、中村委員もそうですけれども今回の基本計画に反映するというよりも次を見据えたという、そういうようなことでしょうか。

○中村委員 3年後6年後はそういう意見も取り上げてほしいということです。

○樋口委員 ありがとうございます。吉倉委員も同じでよろしいでしょうか。

○吉倉委員 はい。現状ではコールセンターのコール以外のエビデンスを持ち合わせていない状況ですので、今後は注目すべき点と考えお話をさせていただきました。

○樋口会長 貴重なご意見ありがとうございます。他、いかがでございますか。野崎委員、どうぞ。

○野崎委員 すみません。司法書士会であります。前回ですね、宝くじに関するなんらかの依存性というものが話題になりました。一応ですね我々の日本司法書士会連合会の中に多重債務問題対策委員会という委員会がありましてこちらの委員に何名か聞き取りを行ったところなんです、私自身も経験があるんですけど顧客の中で宝くじを、主な原因とは言わないかもしれませんが、相当な額を突っ込んでおられる方がやっぱりおられます。その多くはいわゆるジャンボくじではなく、削るやつ。スクラッチでしたっけ。削るやつとロトってやつですかね。数字を選ぶやつ。この2つに相当な金額を突っ込んでおられる方がやっぱりおられます。宝くじ売り場の前に行くと分かりますがすごいですよ。その場で買ってその場で削って、また300円とか数百円当たったやつを、またくじにかえてまた削ってってことをやっておられることが相当おられますし、塗ってだして券をもらってずっとやっています。速攻性のあるやつがやっぱり皆さん好きみたいでして、「賞金何億円」という射幸心の煽られ方もありますが、「何十万円が目の前で当たる」という射幸心の煽られ方もやっぱりあるなと感じましたので宝くじを調べられるのであれば、種目という言い方がいいのかどうか分からないですけど、宝くじという枠ではなくて「宝くじの中の何ですか」という中身までちゃんと調べられた方がいいかなと思います。

○樋口会長 非常に貴重なご指摘だと思います。ありがとうございます。その他、いかがでございますか。松本委員どうぞ。

○松本委員 今回の改正のとりまとめのお話をお聞きしたり、あるいは先ほどの何名かの委員のお話をお伺いしたりして、この問題を考えるときにいくつかの軸があるんじゃないかな

いかということを感じました。1つはリアルの場合でのギャンブル等とオンラインの場合での問題という「リアルかオンラインか」の対立軸があるんじゃないか。もう1つは、お金を投資してお金がリターンとして戻ってくるというタイプのギャンブル性と、お金に加えて時間を投資して、お金以外が戻ってくるというタイプに対するのめり込むという「お金とお金以外」の対立軸がある気がいたしました。というのも、先ほどのゲームの依存症の場合には、ゲームでお金を儲けることは原則できないことになっているので、そうするとゲームにおけるリターンっていうのはお金じゃない形です。それへの依存という話が出てきていると。それから、リアルか、オンラインかという点では、オンラインになったことによって、お金の投資やお金のリターンという可能性が広がってはいるんでしょうけれども、我々が当初この議論を始めた時の依存症の主たる対象はリアルの場合における、お金を投資して、お金が返ってくるというタイプのギャンブル等についての依存症の議論をしていたわけです。それがオンラインになったことによって、リアルの場合と同じような感じの依存性が引き続き残っているのか、それとも変わってきているのかというあたりが、興味があるところです。といいますのも、医学的な意味での依存症というのは何に対する依存なのかというところが、私は素人だからわからないところがありまして、単にお金を賭けてお金が戻ってきた、ああ嬉しいな、それだけで依存がどんどん進んでいくものなのか、それともリアルな場合における雰囲気、ワクワク感だとか、あるいは他の人から称賛をされてすごいねと言ってもらえるということから、段々とのめり込んでいく話なのかという、依存というのは何を指して言っているのかというのがハッキリしてくれば、少し議論がクリアになるのではないかという気がしております。それから宝くじの場合に、お金を投資してお金が戻ってくるのは他のギャンブルと共通性があるかもしれないけれども、それ以外に依存にまで入っていくプロセスがあるのかということで、先ほどの野崎委員の話だと、スクラッチなんかでその場で結果が出ることによるプラスアルファのものがあるんじゃないかというご指摘でしたので、そういう点を次の回までの間、色々調査するとか深めるとかしていただければ、議論がもっと豊かになるんじゃないかなという印象を受けました。以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございます。もう少し分類をちゃんとしてですね、それで有効な対策を考えていく、そういうお話だったと思います。それについても次回の改訂までに検討しなければいけませんけども、先ほどの宝くじのことに関しては、野崎委員からも指摘がありましたが、詳しく細かく見ていかないと、調査をしても有効な結果が得られないということもあるかもしれないということですね。ありがとうございます。その他いかがでございますか。浜田委員どうぞ。

○浜田委員 ありがとうございます。経済アナウンサーの浜田でございます。今松本委員のお話にもありました通り、やはりゲーム依存とギャンブル依存と視点を分けての議論

も平行して行う必要があるかということはやはり感じております。今、国によるデジタル化推進の後押しもありますし、コロナ禍という新たな生活様式の中で急増しているインターネット投票ですとか、取引の現状を考慮して、やはりインターネットによるギャンブルの実態の把握をどのように行うか。特にゲームやオンラインカジノなどの規制が及びにくいところへの、やはり実態把握の議論を深め、併せてギャンブル障害の発症に関する注意喚起を迅速に進めるということ。また、関係機関との連携強化を具体的にどう進めていくかという議論を継続して行う必要があると考えております。若年層に関するお話がありましたけれども、若年層によるゲーム依存ですとか、のめり込みの点については前回申し上げた通り、ゲーム内で作られる他者との関係性などからくる依存であったり、日常における孤立感からくる心の問題も抱えているなどの背景があるかもしれないので、そういう意味からも、やはりゲーム依存、ギャンブル依存と視点を分けての議論も平行して行う必要があるかと感じております。

それからもう一点ですけれども、先ほどご説明いただいたインターネット投票における依存症対策の充実についてなんですが、今回ギャンブルへののめり込みが不安な方へという、視覚的に訴えるメッセージを導入という、この話はすごく良いと思っております。

また、次回に向けてですが、先ほど吉倉委員からも救える人を救うというお話がありましたけれども、この注意喚起の掲示と合わせて、情報の一つとして依存症の兆候があればすぐにチェックできるようなチェック機能などを作って、サイトへの誘導などはどうかと考えています。例えば公的な相談機関が、精神科医、カウンセラーと連携して簡易な質問の紙を作って、Web上でそれを公開してですね、誰でも試しに回答できるようにして、依存症の傾向が疑われる場合にカウンセリングや通院に繋げる等、専門機関への相談へ誘導するなどの工夫もあっても良いのかなと思っております。このようなチェック機能の充実も今後取り組む必要があるのではないかと考えております。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。一番最後の発言については、オンラインでスクリーニングして問題があったら、適切な介入をしてゆくようなプログラムが既に出ていると思います。ただ、まだ、試行の段階だと思えます。

○浜田委員 そこをもうちょっと見えるように提示していただきたいと思えます。

○樋口会長 ありがとうございます。他いかがでございますか。増田委員どうぞ。

○増田委員 今回色々取り入れていただきましてありがとうございます。今、浜田様のほうからもご指摘がありましたけれども、オンラインゲームに関しては、消費者庁のほうでマニュアル等の検討をしているところです。ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の

検討内容については、専門家が非常に沢山入ってらっしゃって、非常に充実した内容だと思いますので、ギャンブル等依存症に入らないかもしれませんが、依存症ということに関わりますので、是非連携していただければいいなと思っております。

そしてまた、インターネット投票については、インターネットという特性を活かした依存症に関する広報というのをより一層強めていただくということについても、私も是非お願いしたいと思っております。

○樋口会長 ありがとうございます。他いかがでございますか。佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 私もですね、今お二方がお話くださったスクリーニングみたいな簡単にできるものというのは、そういうものがあると凄く気軽にできる、色んなところを探さないといけないのではなくて、気軽にできるものがハッキリと分かりやすい場所にある、というものを以前から思っていたのです。この度横浜市のほうで発表しています。依存症ではないでしょうか、と言った内容でギャンブルに特化はしていません。依存症ではないか、ということを見今日ネットで見えと載っています。これをどんどん進んでいくと、そういう傾向があったらというような事は出ているんですけど、まだまだ色々改善ができると思います。わかりやすく一般的に「うちの人、依存症かしら」っていうようなことを家族が思うことや、ご本人自身はだいたい否認が強いので自分がそれをやってみようって思うことって難しいんですね。それが先ほどのネットのその部分にもっと書いたらどうか、と思います。「依存症ではないですか」というのは文言として漠然としすぎてご本人たちにしてみたら、自分が「のめり込みすぎではないですか」って言われても、のめり込んでないという否認のような事になってしまうので、もっとわかりやすく、例えば、「借金をしてやっていませんか」というようなことだと、自分が借金してるかしてないかで「してるな」と思ってチェックをやってみようかなと思うかもしれない。「のめり込んでいませんか」「依存症じゃないですか」って言われると、おそらくそれに取り組む気持ちにはならないかなと思うので、そういった具体的な文言で啓発や注意喚起を行っていただきたい。だいたいギャンブル依存症に陥っている方たちやそのご家族は、借金でものすごく困ることになってからようやくそういうところにアプローチするというようなものなので、「借金」というのは意外とわかりやすい、明確なものではないかなと思っています。なので、そういうアプローチもしていけたら、見た方はそのことで引っかかって相談に行ってみようだとか、そういうことになるのではないかなと思っています。「のめり込み」「やりすぎでないか」「依存症じゃないですか」とか、今までそういう文言をポスターとかに入れてくださったりとかいうのはありましたけど、借金のほうを前に出すと、困っている方は皆さんほとんどそれでギャンブル依存症と気づく方が多いという風に思っています。そういう具体的な文言をもっと探し出していく、ということを検討できたら良いかなと思っております。ありがとうございます

います。

○樋口会長 ありがとうございます。啓発に関して工夫をしていただきたいと、そういうことですね。もう少し一般の方々にも、自分もそうなんじゃないかと思わせるような、そういうようなものを考えていただきたいということですね。ありがとうございます。他いかがでございますか。岡崎委員どうぞ。

○岡崎委員 先ほど変更点の中に市町村での相談を強化するという文言がございました。私はこのあたりは非常に全国的に展開していく時に大事なことだと思うんですけども、現在都道府県とか政令指定都市のような大きなところでは、相談拠点とかきちっと構えてきているんですが、市町村で行う場合にですね、例えば具体的にはどの部門がどういう風に担うのかっていうことになると、なかなか市町村も難しい話になるのではないかなという風に考えております。できればですね、その事例といいますか、小規模な自治体であっても相談ができる、どういう風にしたらよいのかと。例えば、職種としてはですね、全部の市町村にいたるとすれば保健師さんだと思うんです。ただ、現在保健師さんはコロナで大変な中、そういう相談が加わるのかという話になっちゃうかもしれないですけども、そういうところで市町村の相談っていうのをどういう風に具体的にしていくのかという点がすごく大事ではないかなという風に考えております。以上でございます。この点について何かコメントあればお願いします。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官 岡崎委員ありがとうございます。具体的なことにつきましては正直に申し上げまして、これから調査及び検討を行っていくという状況でございます。先ほども資料1―2でご説明させていただきましたが、まずは先進的な事例のある地域の状況について調査を行うというのが重要かと思えます。その中で具体的に、どのようなことができるのかということがわかってきました上で支援体制の有効性に関する検討に着手をするというような手順で今後施策を進めていくことになるかと思えます。こういう意味では今回の変更においては今後およそ3年間の中で様々な調査及び検討を行っていくというような形になるかと思えます。

○岡崎委員 どうもありがとうございます。私自身、精神保健福祉師の養成に携わっている教員でございまして、まだ全国の市町村の全てに精神保健福祉師がいるわけではございませんので、もし精神保健福祉師がその役割を担うのであれば、そういうことにも教育の上で、今回の変更の中にも盛り込まれておりますけれども、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。それでは小泉委員お願いいたします。

○小泉委員 小泉です。今の岡崎委員の意見に賛成で、前回会議に出れなかったんですけども、事務局宛てに是非市町村の相談窓口についてというのは意見として述べさせていただいておりました。なかなかギャンブルの相談というのは、身近なところでできないものですから、とりあえず窓口を一般化して市町村にさせていただきたい。市町村は県の移動相談拠点とかそういうところに繋ぐことはできるものですから、是非今後の課題として、市町村の窓口を作っていただくということをご検討いただきたいと思います。

次に、宝くじの問題に触れたいんですけど、前回会議に出てないものですからわかりませんが、やはり前々回に僕は久里浜の先生方に質問させていただいたように、いわゆる他のギャンブル等と宝くじで実際に依存に至る事例があるといったケースを教えてくださいました。なんとなく宝くじだと当たらなかつたら、すっきりやめちゃうっていうイメージなんかあって、そうじゃなくて何回も繰り返して借金をしても宝くじにつき込むということがあればやはり考えていかないといけないことですから、その違っているのがやはり先ほど言われたように、くじであるとか、色んな宝くじの性質があるものですから、そこに踏み込んで実態調査をしていただければいいんじゃないかと思っています。

3点目ですけども、最後のところにCMの在り方についてのことが出てきましたけれども、是非またご検討いただきたいと思いますけれども、特にアルコールなんかでも宣伝はありますよね。それは非常にビールなんか若い女性がおいしそうに飲んでいることもありますけれども、ギャンブル等依存症になり得る色んなCMなんかやはり、それだけが悪いということじゃないものですから、アルコールなんかの宣伝も含めてやはり刺激になる物質とか行動に関して、ある程度どういったプロモーションなら許されてあまり刺激的にはならない、というようなところもふまえてこれからご検討いただければいいんじゃないかなと思っています。

○樋口会長 3点ありがとうございました。他いかがでございますか。野崎委員どうぞ。

○野崎委員 先ほどの宝くじの件とは全然違うところですが、多重債務問題等への取り組みという部分と、あと都道府県における対策推進計画の策定・促進のところ、両方にもかかってくる話なんだろうと思いますが、私今日資料を2つほど出させてもらっています。提言の資料が2枚あるかなと思いますが、個人破産手続きにおけるギャンブル等依存症へ対応についての提言というやつと貸付の場面におけるというやつ、2つ提出しております。ご意見等ございましたら、検討したいので今日はお願いしたいというところも含めての提言でございますので、あまり具体化していないところで大変申し訳ないんですけど、まず個人破産の方なんですけれど、破産手続きを進めていく際にですね、ギャンブル依存症等の問題が大きな原因になっているだろうというのが発見された場合、

わりと我々のところに相談に来られる方で「ギャンブルの問題を持っているんですよ」って最初から来る方って実はほとんどおられませんものですから、借金の原因を色々聞いていく中で、それはギャンブルだよねっていうところが出てくるところが多いだらうと思います。手続きによってはですね債務自体を消すってことは実はそんなに難しい話ではないんですね。ご存じの方多いと思いますが、破産する場合には浪費の場合は免責の不許可事由というところに当たるんですけど、しっかりと病院等に通われているとかですね、色々反省等なさってるということを前提に、通常は免責されることがほとんどなんです。なので、債務自体を消すってことはそんなに難しくないとというのが実際ではあるんですが、いくらその債務が消えてもですね、結局、ご病気であられるということにもなっているということであれば、それは再び債務をとということで、2回目3回目ということで破産をやはり選択せざるをえない方ってというのはでてくるのが実態であります。日々、多くの司法書士・弁護士さん等がそういった方々に当たられておるんだらうと思いますが、結構特徴的な借入をするので、わかりやすいんですよ。例えば、借入の履歴を見ると2万、2万、1万、最後1,000円みたいなですね。2万円借りてギャンブルやりました、だめでした、2万また借りました、1万借りてもダメでした、最後1,000円交通費なのか食事なのかわからないですけどそれを借りて帰られるというようなパターンがずっと繰り返されていくというのが、結構特徴的なんですね。破産というのが人生の1つ大きな局面・転換期になってくるだらうと思うんですが、その方がしっかりと社会に戻っていけるシステムを作っていないといけないんだらうなと思います。そのためにということでの提言なんですが、関係機関による研究会をしっかりと設置すべきだらうというのが、今のところの1つの結論であります。この会議も非常に良い会議だと思います。専門家が多くていいんですが、全体をばらばらとやっているだけでは、たぶんそういった方の、特に我々が関与する破産等の場面ではあまり効果がないだらうというのが今のところの実感です。なので、この中からでもよいですし、別でも良いんですが、ワーキングチームの様なものをしっかりと作ってですね、別でちゃんとやった方がいいんじゃないかというのを今考えているところです。

もう1つ、貸付の場面というのは、今言ったように特徴的なので、これはもう貸金業の大きなところとかですね、銀行等のある程度資金力があるところがしっかりとシステムとして作っちゃって、開発業者等も入れてですね、AI等で今ある程度アルゴリズムでわかると思うので、こういった方はギャンブル依存である可能性が高いというのが発見できるようなシステムを作っていただいて、そこからアプローチをしていってほかの手続きにつなげていく、ご病気であれば病院等につなぐとかですね、債務が多ければ法律家につなぐとかっていうのが出来るようなシステム開発を、もちろんみんなで知恵を出し合っって一緒にやってきませんか・研究会とか作りませんかというようなご提言というところでもあります。何が出来るというところではなく非常に恥ずかしい話ではありますが、今のところ我々が考えておることをちょっとお話させて頂きました。ご意見等あり

ましたら、またお願いいたします。

- 樋口会長 野崎委員、ありがとうございます。貴重なご提言でございます。事務局は先ほど委員から御提言いただいたことに関して関係する省庁に御伝達願います。また、実務・運用面の要素が強い内容かと思いますので、司法書士会の中においても検討を進めていただければと思います。どうもありがとうございました。そのほか、いかがでございますか。黒沢委員、お願いいたします。
- 黒沢委員 今まで発言された先生方と私の意見も重なる部分が多いのですが、インターネット投票に関する注意喚起で視覚に訴える新たなシステムを作っていくことの、より具体的な取り組みのご意見が出ました。一見、ギャンブル依存とは直接関係のないお話をしますが、今年度、大変有名なタレントさん等の自殺が相次ぎ、厚労省の自殺白書によれば、その直後からしばらく自殺者が急増しています。12月末にも、また人気タレントさんの自殺が話題になりました。その時にあらゆるネットのニュースの下に、必ず電話などで相談できる窓口が複数か所示されるように徹底されていました。相談機関として今回新たに掲載された関係者に伺ったところ、その相談受理件数とその報道の直後からおびただしい数に上ったそうです。今までも電話相談活動をしていたのに周知されておらず、ネットニュースに紐づけられたことで相談アクセス数が急増したわけです。これは直接依存症問題の話ではないですが、この例からも、不安を抱える人の相談へのつながりやすさの点から、視覚に訴える新たな注意喚起と相談情報のインターネット上のシステムは、とても期待できると思います。ただ、クリックしないとそこに繋がらないとか、各委員からご指摘のあったように「のめり込む」と言われても自分はそうだと思うからクリックしないと、せっかくいいシステムができてもしっかりとそういう方々が、相談により繋がっていく、アクセスビリティですね、にさらなる工夫を重ねていただくことを改めてお願いしたいと思います。そして、その相談が繋がっていく先が充実してなければ、やはり意味がありません。これも岡崎委員等がおっしゃったように最終的に各市町村等の相談機関に繋がるとしても、受け手側のシステムが充実してなければいけない。そして、調査で新しく盛り込まれた部分として69ページに、「有効性に関する検討に着手する」とありますが、何を以てして有効と行っていくのかということです。その背景になることとして、包括的な連携の充実が必要になってくると強く感じました。多くの委員の方々がおっしゃったことは、私も同意するところです。啓蒙についても、しっかりと具体的にアンケートをして、細やかなところまで実効性のあるようにやっていただきたいと思います。

あともうひとつ私もテレビ等でギャンブル関係のコマーシャルが出るときに、目を凝らして観るのですが、注意喚起の小さな文言がどうしても追えず読み切れません。動体視力の問題かもしれませんけど。ですから、実験して、本当にこれは視聴している人

が何十秒かのコマーシャルの中で、ここで注意喚起して訴えていることがしっかり届いているのかといった観点からも、ただ載せましたではなくて、実際に対象者にそれが啓蒙になるものになっているかまで検証をしていただけたらと願っています。ありがとうございました。

○樋口会長 貴重な意見ありがとうございました。岡崎委員、どうぞ。

○岡崎委員 今回の黒沢委員の発言に関連して、自殺に関しては、自殺報道の後に必ずそういう相談先とかの表示がなされているのが、ここ何年かで非常に充実したと思っております。ギャンブルに関しては、そういうギャンブルの問題の報道というのは、それほど多くされないのかなと思いますし、もしそういう事件の報道があったとき等に、表示するのはひとつ良いことかと思うのです。もうひとつ私が考えましたのは、例えばですね、せっかく啓発週間というものがございまして、そういう時には、現在放映CMの中には注意喚起の文言がございませうけれども、全体を促すようなギャンブルの問題があったら相談してくださいというような、啓発的なキャンペーンをですね、これは色々お金とか掛かることですので、すぐには実現できないかもしれませんが、啓発週間のとき等にですね、ネットですとか、ポスターは今作られておりますけれども、もう少しマスメディアにですね、露出のできるようなものがあってもいいかなと思いました。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。啓発の充実ということですね。同じような意見は他の委員の先生方からもいただいております。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。もしなければ、今まで多くの委員の先生方からいただいた意見を踏まえて、政府のほうで基本計画変更案の最終調整を行っていただければと思います。

それでは、本日の議論はここまでとしたいと思います。よろしいでしょうか。吉倉委員どうぞ。

○吉倉委員 前回の会議でお話しましたギャンブル依存症予防回復支援センターの入電状況に関連して、年齢別、ギャンブル種目で整理されていないのかとご質問をいただきました。該当する資料を本日の配布資料の一番最後に付けております。それぞれ20年度のデータになりますが、10代から70歳以上の年代と、パチンコ、競馬、ボートレースから、先ほど話題になっております株、FX、仮想通貨、カジノ、宝くじまで区分ごとの相談件数を記載しておりますので、参考にさせていただきます。

○樋口会長 非常にわかりやすいデータありがとうございます。ほか追加等ございますか。もしなければ本日の議論はここまでとしたいと思います。本日の議事録につきましては事務局で作成し、各発言者に内容を確認させていただいた上で、できるだけ速やかに公

表したいと考えております。次回の日程など、事務局から連絡事項などございましたら、よろしく願いいたします。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官 本日は、委員の皆さまにおかれましては様々のご意見をいただき、ありがとうございました。

次回の会議の日程につきましては、会長とも相談の上、委員の皆様と調整させていただきます。

○樋口会長 ありがとうございました。それでは、以上で第9回「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上